

コラム

セクハラ労災 再審査請求で労災認定勝ち取る

尾藤憲和

永年勤務してきた商工中金を定年退職後社会保険労務士の資格を取りました。現在、女性ユニオン名古屋の顧問として労働基準監督署への申告・労災保険の給付申請・労働相談などの仕事をしています。

セクハラ労災という言葉をお聞きになった方も増えてきていると思います。セクハラ労災というのは、職場でセクハラを受けた女性がPTSD（外傷後ストレス障害）などの心の病気にかかることを言います。このようなセクハラ労災をひきおこすセクハラには、胸や腰などに触るといような「強制わいせつ」にあたるようなものや、はなはだしいものでは「強姦」といようなものまであります。このためPTSD（外傷後ストレス障害）に罹患した被害者は男性に襲われるという意識にとらわれ、公共交通機関を利用することや、スーパーなどへ買い物に行くことすらできなくなってしまいます。心の病気のため、働くことができなくなるのみならず、重い病苦に苦しむため、生活保護を受けなければ生活がなりたたなくなってしまいます。

セクハラ労災を訴えた女性組合員は、労働審査会で「長男の中学校の制服や鞆すら新しい物を買ってあげられませんでした同時期に次男も小学校へ入学しましたが、ランドセルも何もかも、子供の希望する物はそろえてあげられませんでした。私が何度も『ごめんね』と謝ると、子ども達は私の頭をなでて、『いいよ、お母さんは悪くない。』と笑ってくれました。セクハラを受けた事で、どうして子ども達にまでこんな思いをさせなくてはいけないんだろうとくやしくて、親としてなさげなく涙が止まりませんでした。」と訴えました。

被害に会う女性は派遣労働者やパートなどの非正規労働者、シングルマザーなど一人暮らしの女性など、身分的・経済的に弱い立場の女性が被害を受けています。このため、被害を公にすることにより職を失うことを恐れ、セクハラ被害を訴えることができず、心の病気を重くしていつています。厚生労働省の資料によれば平成21年度のセクハラ労災の申請件数は16件と少なく、しかも労災認定されたのはわずかに4件だけでした。労災申請されても労災認定される見込みが少ないため申請件数が少ないとも言えます。

このような事態を変えようというセクハラ被害者の訴えが実を結び「精神障害の労災認定基準に関する専門検討会」に、「セクシュアルハラスメント事案に係る分科会」が設置され、同分科会の報告書が昨年6月28日に公表されました。そして、同報告書にそった形で、昨年12月26日に「心理的負荷による精神障害の認定基準」が施行され、セクハラ労災が認定されやすくなりました。たとえば「胸や腰等への身体接触を含むセクシュアルハラスメントであって、継続して行われた場合」の心理的負荷の強度は「強」とされ、職場外での強いストレスやアルコール依存症などの既往症がなければ労災認定されるようになりました。

この新認定基準を先取りして、女性ユニオン名古屋の女性が、昨年末に労働審査会でセクハラ労災認定を勝ち取ることができました。セクハラ労災に苦しんでいる女性の方がおられましたら、名古屋地区でしたら「女性ユニオン名古屋」、その他の地域の方でしたら「パープル・ユニオン」のホームページを見て相談されるようアドバイスしてあげてください。